

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、空き家を活用した被災者の住宅再建や定住・交流人口の増加等を促進するため、空き家を改修して自ら居住しようとする被災者や県外からの移住者（以下、「被災者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空き家

県内の住宅及び建築物で、被災者等が売買契約又は賃貸借契約をした日の前日、又は補助金の交付申請日の前日のいずれか早い日までの3か月以上居住その他の使用をしていない状態にあるものをいう。ただし、賃貸事業のために所有・管理されているもの、及び地方公共団体が所有・管理するものを除く。

（2）定住

少なくとも1年間以上に渡って、生活の本拠を有していることをいう。

（3）被災者

東日本大震災の地震・津波により半壊以上の被害を受け、自ら居住する住宅を失った者及び原子力災害による避難者（以下、「避難者」という。）をいう。

（4）避難者

原子力災害が発生した際に警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域）に居住していた者及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

（5）移住者

県外の市区町村から県内の市町村に移住し、かつ、住民票を異動する者をいう。

（6）子育てを行う移住者

移住者で、子ども（事業完了日に18歳未満の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）で就労していない者に限る。ただし、補助金の交付申請時においては妊娠中の子も含む。）を伴って移住する者をいう。

（7）改修

内外装や台所、トイレ、浴室、洗面所等の水廻りを対象とした一般的な改修・リフォーム等（増築、改築を除く）をいう。

(8) 清掃等

改修を実施するために必要となる、空き家の残置物の撤去、運搬及び処分（以下、「残置物処分等」という。）及びハウスクリーニングをいう。

(9) 補助事業者

補助金の交付を受け、本事業を実施する被災者等をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が行う次に掲げる費用とする。ただし、本事業以外に、国や地方公共団体からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

(1) 空き家の改修

改修に要する経費とする。

併用住宅の場合は、住宅部分に係る改修のみを補助の対象とし、空き家の改修に直接関係のない外構工事等は対象外とする。

(2) 空き家の清掃等

空き家の清掃等に要する経費は、次に掲げるものとし、前記(1)に掲げる空き家の改修に合わせて実施する場合に限るものとする。

①残置物処分等

空き家の残置物処分等に要する経費とする。ただし、次の処分等に係る費用は補助の対象外とする。

- ・ 3ヶ月以内に新たに持ち込まれた物品の処分
- ・ 家電リサイクル対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の処分
- ・ 空き家の存する市町村等で収集を行うごみ及び資源物の処分
- ・ 空き家へのアプローチ部及び空き家の周辺部を除いた庭木の剪定及び除草等

②ハウスクリーニング

空き家本体及び当該空き家に造り付けの家具及び設備機器に係るハウスクリーニングに要する経費とする。ただし、移動可能な家具や家電、その他の備品類等のハウスクリーニングに要する経費は対象外とする。

(補助の要件)

第4条 本事業における補助金交付の要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者が自ら居住するため、平成26年4月1日以降に購入又は賃借した空き家であること。

(2) 補助事業者は、本事業により空き家の改修及び清掃等（以下、「改修等」という。）を行った後は、原則として、当該空き家であった住宅（又は住宅の用に供する部分）に定住すること。

(3) 改修等は、補助金の交付決定日以降に着手し、原則として、当該交付年度内に完了すること。

- (4) 空き家を賃借する場合は、改修等の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。
- (5) 空き家を併用住宅とする場合は、当該併用住宅の延べ面積の1/2以上が住宅の用に供するものであること。
- (6) 子育てを行う移住者が第5条(1)の上限額2,100千円を適用して改修する空き家の延べ面積は、戸建住宅においては、「一般型誘導居住面積水準」を満たし、集合住宅においては、「都市居住型誘導居住面積水準」(75㎡超の場合は75㎡)を満たすこと。
- (7) 空き家の改修等を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り(台所、浴室、トイレ)を備えていること。
- (8) 補助の対象とする空き家は、本事業を実施する前後において、建築基準法等の関係法令に違反していないこと又は特定行政庁から違反指導を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 県が交付する補助金は、補助事業者が第3条に定める空き家の改修等を行う場合に交付するものとし、その額は、次に定める額を合計した額(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(1) 空き家の改修

第3条(1)に定める経費の2分の1以内の額(ただし、子育てを行う移住者は2,100千円、その他の者は1,500千円を上限とする。)

(2) 空き家の清掃等

第3条(2)に定める経費以内の額(ただし、400千円を上限とする。)

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、第1号様式(補助金交付申請書)によるものとし、次に定める書類を添付するものとする。

(1) 第2号様式(事業計画書)

(2) 移住者の場合は、現住所の住民票(子育てを行う移住者にあつては、現住所と子どもの年齢が確認できるもの)

(3) 被災者(避難者を除く)の場合は、罹災証明書の写し

(4) 避難者の場合は、市町村の発行する届出避難場所証明書の写し

(5) 改修等に係る見積書の写し

(6) 改修部位を明記した平面図

(7) 空き家の現況等が分かる写真

(8) 空き家を賃借する場合は、当該空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し

(9) 債権者登録に係る資料(振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳の写しを含む)

(10) 別紙2-1(第2条(6)子育てを行う移住者に該当する者のみ)

(11) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、第3号様式（補助金交付決定通知書）により、その内容等を補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容及び経費の配分を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、第4号様式（補助金変更交付申請書）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき事業を中止又は廃止しようとする場合は、第5号様式（事業中止（廃止）承認申請書）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、規則第13条第1項に規定する実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告は、第6号様式（完了実績報告書）によるものとし、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 改修等に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 改修した部位を明記した平面図
- (3) 改修内容が分かる写真
- (4) 移住者の場合は、当該空き家であった住宅の存する市町村の住民票（子育てを行う移住者にあつては、住所と子どもの年齢が確認できるもの）
- (5) 避難者の場合は、当該空き家であった住宅を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し
- (6) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、規則第14条の規定により、その内容の審査及び現地調査等を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の

内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に第7号様式（補助金額確定通知書）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 県は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者が前項の支払いを受けようとするときは、第8号様式（補助金請求書）に、補助金額確定通知書の写しを添付し、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、補助事業者が、次のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2）規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項の取り消しの決定を行った場合には、第9号様式（交付決定取消通知書）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に基づく取り消しを行った場合には、規則第17条の規定に基づき、返還の猶予期間や必要な加算金等を定めるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 本事業により改修等を行った空き家が、規則第18条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、5年とする。

（会計帳簿等の整備等）

第15条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかななければならない。

（現地調査等の協力義務）

第16条 補助事業者は、知事が規則第11条に規定する、補助事業の遂行状況に係る報告及び調査を行おうとする場合は、遅滞なくこれに協力しなければならない。

（権限の委任）

第17条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、事業地域を所管する福島県建設事務所に委任する。

(書類の提出)

第18条 この要綱により知事に提出する書類は、正副2部とする。

(市町村との連携)

第19条 本事業は、空き家対策や定住・交流人口の確保など、地域づくり・まちづくりに影響を及ぼすことから、県は空き家の存する市町村と十分に連携し、適切な役割分担の下で効果的に事業を執行するものとする。

2 知事は、本事業の実施にあたり、補助事業者に係る情報を遅滞なく該当市町村に提供した上で、必要な協力を求めるものとする。

(その他)

第20条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
（昭和30年政令第255号）
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- (4) 補助事業等における残存物件の取扱について
（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- (5) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱について
（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

第1号様式

年 月 日

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
補助金交付申請書

福島県 建設事務所長 様

印

平成 年度において、下記のとおり、標記事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業計画

(1) 空き家の改修等の内容

(2) 事業（予定）期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

2 補助金の算出の基礎

(添付書類)

- ①事業計画書（第2号様式）
- ②移住者の場合は、現住所の住民票（子育てを行う移住者にあつては、現住所と子どもの年齢が確認できるもの）
- ③被災者（避難者を除く）の場合は、罹災証明書の写し
- ④避難者の場合は、市町村が発行する届出避難場所証明書の写し
- ⑤改修等に係る見積書の写し
- ⑥改修部位を明記した平面図
- ⑦空き家の現況等が分かる写真
- ⑧空き家を賃借する場合は、当該空き家所有者の改修等に係る承諾書の写し
- ⑨債権者登録に係る資料（振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写しを含む）
- ⑩別紙2-1（第2条（6）子育てを行う移住者に該当する者のみ）
- ⑪その他知事が必要と認める書類

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
事業計画書

1 補助事業者（申請者）

氏名	(歳)
子どもの氏名（年齢）	(歳)
	(歳)
住所	〒 -
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

※子どもの年齢は事業完了時の年齢としてください

2 空き家改修等の概要

①所在地（番地まで記載）	
②空き家の概要 構造・階数・延べ面積	造 階建て 延べ面積 m ²
③空き家の所有等	持ち家（購入） ・ 賃貸（借家）
④旧所有者（現賃貸人） 住所・氏名	
⑤入居予定日	平成 年 月 日
⑥入居後の居住期間 （原則1年以上居住）	年間（予定）
⑦改修等の内容	
⑧改修等の経費（内訳）	
⑨工事請負事業者情報	①会社名 ②住所 ③電話
⑩清掃等事業者情報	①会社名 ②住所 ③電話
⑪その他	

3 空き家の改修経費の内訳 (収支予算)

(単位:円)

	金額	備考
(1)自己資金額		
(2)補助申請額		
(3)他の補助金額		
合計		

4 空き家の清掃等経費の内訳 (収支予算)

(単位:円)

	金額	備考
(1)自己資金額		
(2)補助申請額		
(3)他の補助金額		
合計		

5 補助金交付申請額計算書

(単位:円)

事業名	対象経費 A	補助率 B	補助金交付申請額 A×B	補助 上限額
(1)空き家の 改修経費		1 / 2 (以内)		1,500千円 又は 2,100千円
(2)空き家の 清掃等経費		1 / 1 (以内)		400千円
合計		—		1,900千円 又は 2,500千円

福島県空き家・ふるさと復興支援事業(空き家改修等支援事業)に係る事業計画について、以上に記載のとおり相違ありません。

また、本事業の補助金交付要綱に定められた補助要件等を厳守し、適切に事業を執行いたします。

福島県 建設事務所長 様

補助事業者

印

(記載上の注意)

- ①補助金額及び補助金交付申請額の合計は千円未満切捨てとしてください。
- ②他の補助金を併用している場合は「(3)その他」の欄に対象額を記入してください。
空き家改修等経費 = (1)自己資金額 + (2)補助金額 + (3)他の補助金額
- ③補助金交付申請額は、本事業に係る補助額のみ記入してください。
- ④添付書類の写真は、改修部位のよくわかる鮮明なカラー写真を複数枚添付するとともに、写真撮影位置を平面図に明示(矢印等)してください。

様

福島県 建設事務所長 印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
補助金（変更）交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった、平成 年度の標記事業補助金について、下記のとおり交付します。

記

1 補助金の交付決定額は次のとおりとします。

交付決定済額	今回交付決定額	計
円	円	円

2 補助金の交付決定に係る空き家改修の概要

空き家の所在地	
改修等の内容 (交付決定額内訳)	(改 修) (清掃等)

3 事業（予定）期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書に記載のとおりとします。

5 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の当該年度の事業費の実績額に基づいた額をもって行うものとします。

6 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。

補助金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認又は指示を受けてください。

- ①補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき
- ②補助事業等を中止し、又は廃止するとき
- ③補助事業等が予定の期間内に完了しない又は事業の遂行が困難となったとき

第4号様式

年 月 日

福島県 建設事務所長 様

印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった標記事業補助金について、下記のとおり変更したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 申請金額 円

既交付決定額 円

差引額 円

2 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

3 変更理由

(注) 申請書の内容及び添付書類は、全て交付申請書の内容及び添付書類等を準用する。

第5号様式

年 月 日

福島県 建設事務所長 様

印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
事業中止（廃止）承認申請書

下記により、平成 年度の標記事業を中止（廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の内容

第6号様式

年 月 日

福島県 建設事務所長 様

印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
完了実績報告書

平成 年度において、下記のとおり標記事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項により、その実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその実績額

補助金交付決定額 円

補助金実績額 円

2 補助事業の実施期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(添付書類)

- ①改修等に係る契約書及び領収書の写し
- ②改修した部位を明記した平面図
- ③改修内容が分かる写真（複数枚添付すること）
- ④移住者の場合は、空き家の存する市町村の住民票（子育てを行う移住者にあっては、住所と子どもの年齢が確認できるもの）
- ⑤避難者の場合は、当該空き家であった住宅を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書の写し
- ⑥売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ⑦その他知事が必要と認める書類

第7号様式

番 号
年 月 日

様

福島県 建設事務所長 印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで完了実績報告のあった標記事業について、福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

1 確定金額	円
交付決定額	円
交付済金額	円
返還金額	円

第8号様式

年 月 日

福島県 建設事務所長 様

印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
補助金請求書

平成 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった標
記事業補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請求
します。

記

事業費	円
交付決定額	円
今回請求額	円
残 額	円

第9号様式

番 号
年 月 日

様

福島県 建設事務所長 印

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）
交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度の標記事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 取消の理由

(別 図)

「福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業）」事業フロー

